

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和8年2月17日 提出

周南市長 藤 井 律 子

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例

(周南市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 周南市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例（平成16年周南市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(周南市モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 周南市モーターボート競走事業の設置等に関する条例（平成20年周南市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(周南市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 周南市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成22年周南市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(周南市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第4条 周南市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年周南市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243

条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

#### 附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(参 考)

周南市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例新旧対照表（第1条の改正）

現行	改正案
<p>(議会の同意を要する損害賠償の免除)</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により、施設事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除についての議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する損害賠償の免除)</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により、施設事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除についての議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

周南市モーターボート競走事業の設置等に関する条例新旧対照表（第2条の改正）

現行	改正案
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定によりボートレース事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定によりボートレース事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

周南市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表（第3条の改正）

現行	改正案
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第9条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により各事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第9条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により各事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

周南市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例新旧対照表（第4条の改正）

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任を一部免責することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法<u>第243条の2の9第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任を一部免責することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の5第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>